

## 2019年度動物実験委員会委員一覧

関西学院大学動物実験管理規程第10条に基づき、次のとおりとする。

### 1. 第10条第1号に定める委員（部局の動物実験施設管理者）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

教育学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

### 2. 第10条第2号に定める委員（部局の実験動物管理者）

文学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

教育学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

### 3. 第10条第3号に定める委員（動物実験責任者である教員 若干名）

文学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

理工学部専任教員 役割：動物実験等に関して優れた識見を有する者

### 4. 第10条第4号に定める委員（研究推進社会連携機構副機構長又は研究推進委員 1名）

理工学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

### 5. 第10条第5号に定める委員（動物実験を行っていない専任教員 若干名）

文学部専任教員 役割：その他学識経験を有する者

### 6. 第10条第6号に定める委員（その他学長が必要と認める者 若干名）

なし

- 【注】
- 1) 第10条1号から3号に定める委員は、当該部局の長の推薦により学長が委嘱する。
  - 2) 第10条4号から6号に定める委員は、研究推進社会連携機構長の推薦により学長が委嘱する。
  - 3) 第10条第4号に定める委員の任期はその職の期間とし、第6号に定める委員を除くその他の委員の任期は2年。
  - 4) 第10条第6号に定める委員の任期は単年度。
  - 5) 各委員の役割表記は、文部科学省「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に基づく。

以上